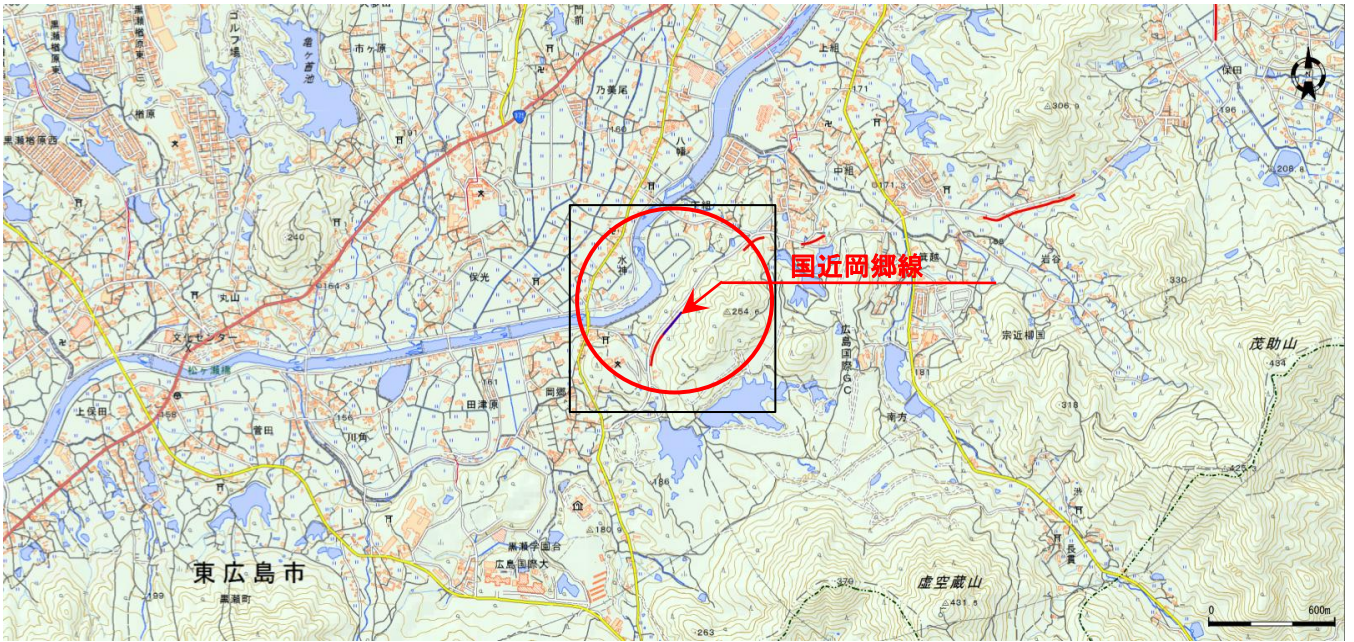


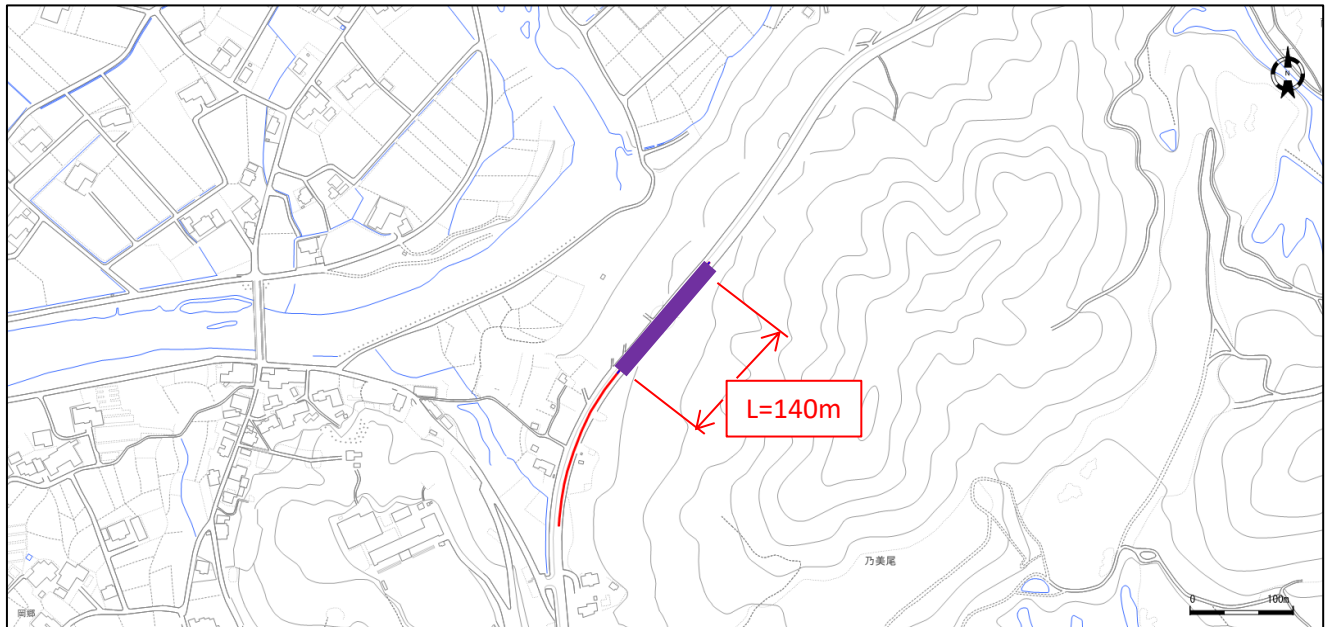
【 位置図 】

国近岡郷線



【 詳細図 】

黒瀬町乃美尾



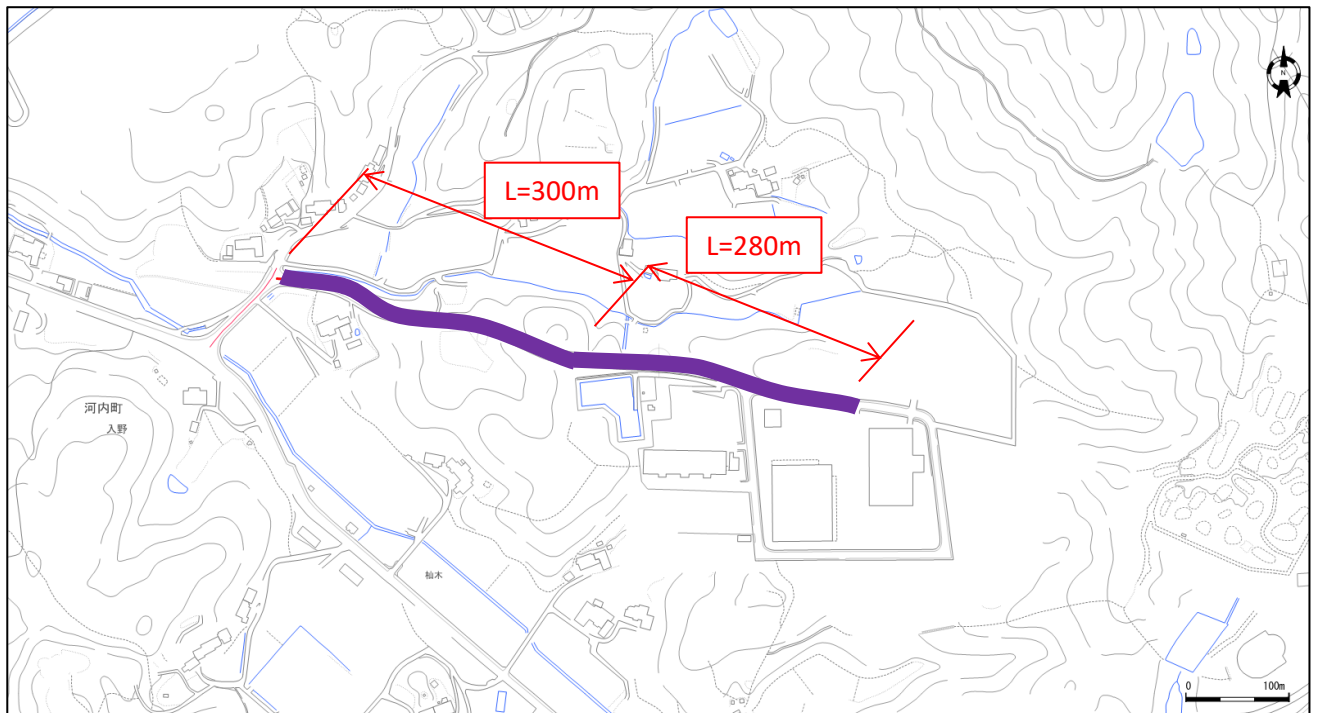
【 位置図 】

杣木団地線



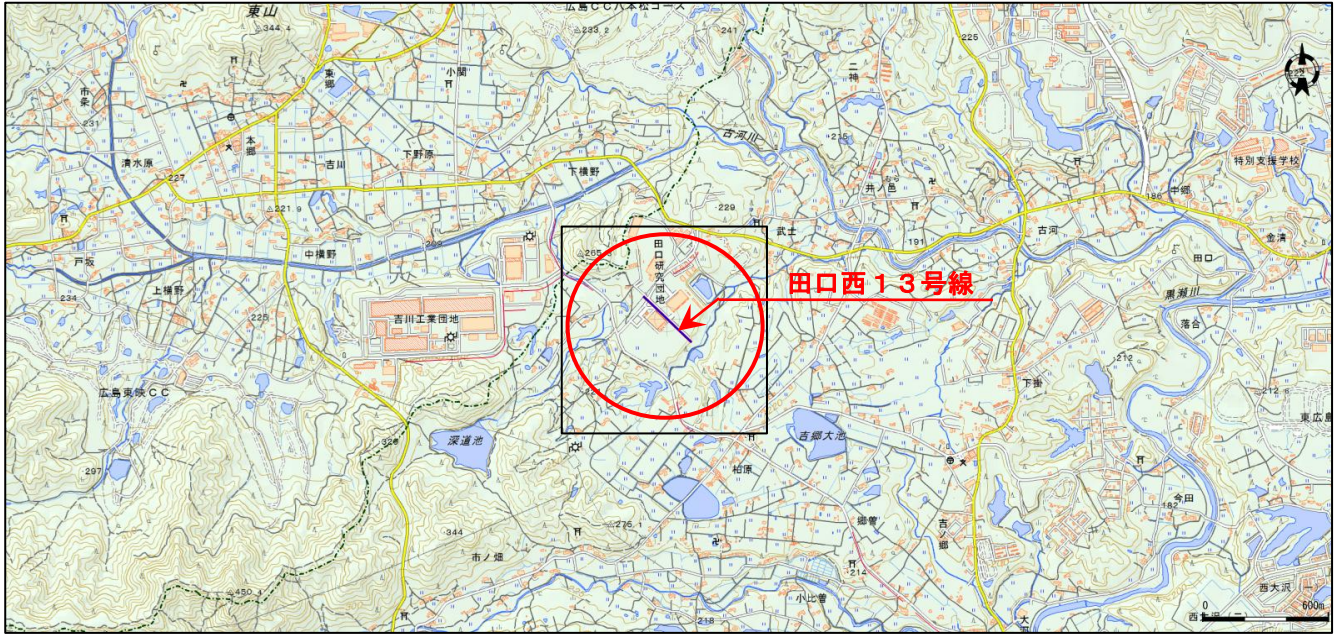
【 詳細図 】

河内町入野



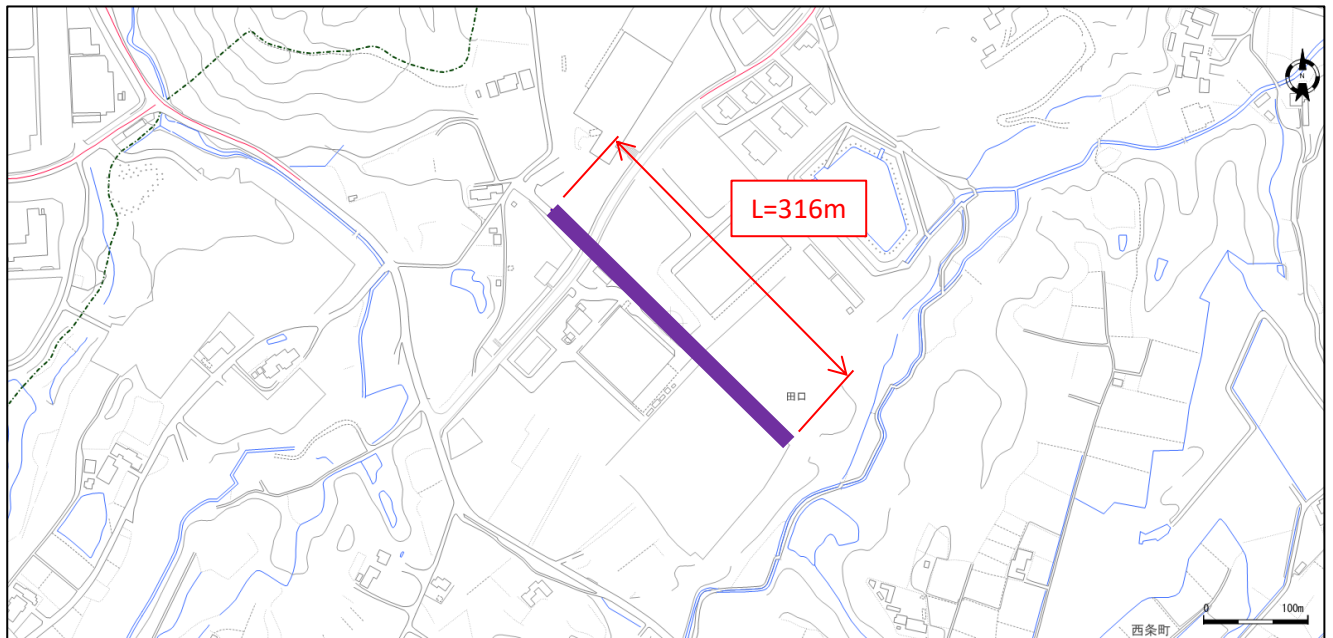
【 位置図 】

田口西13号線



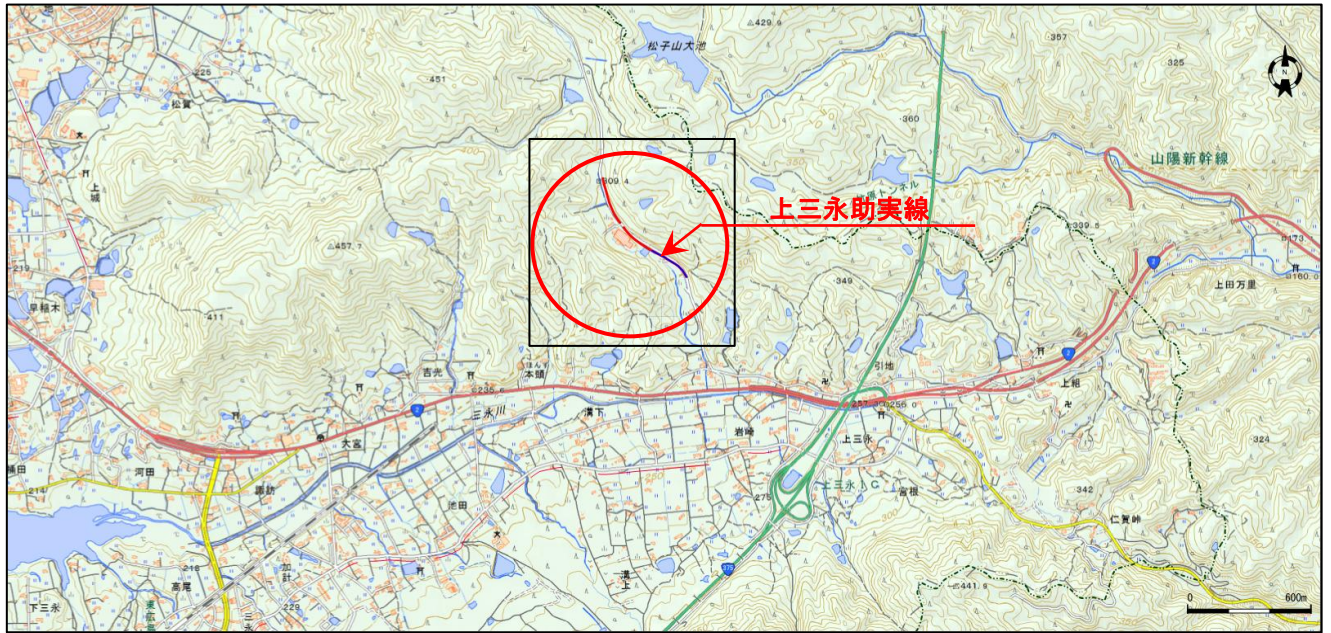
【 詳細図 】

西条町田口



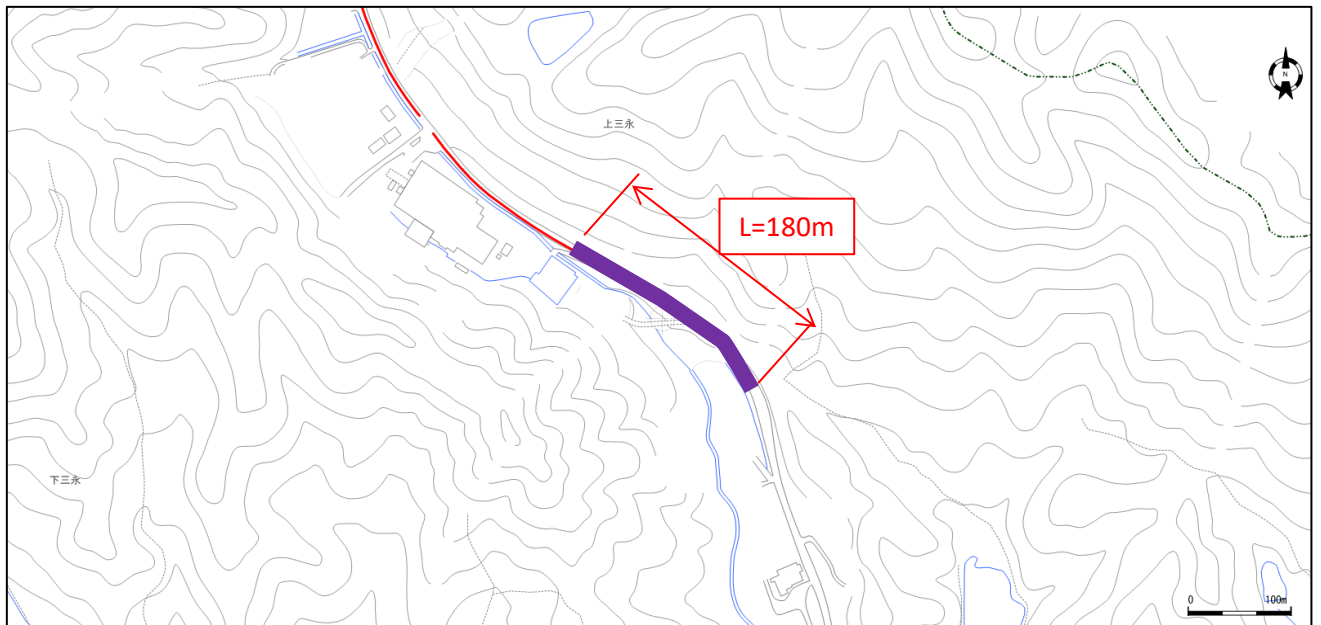
【 位置図 】

上三永助実線



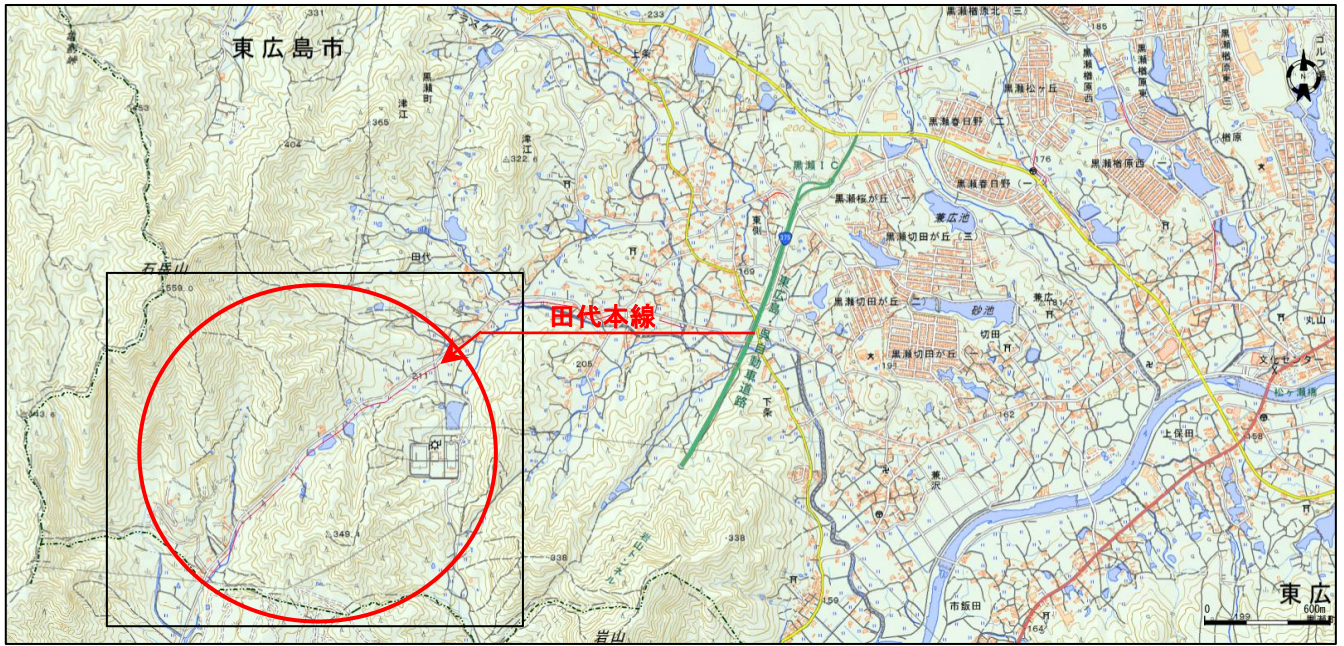
【 詳細図 】

西条町上三永



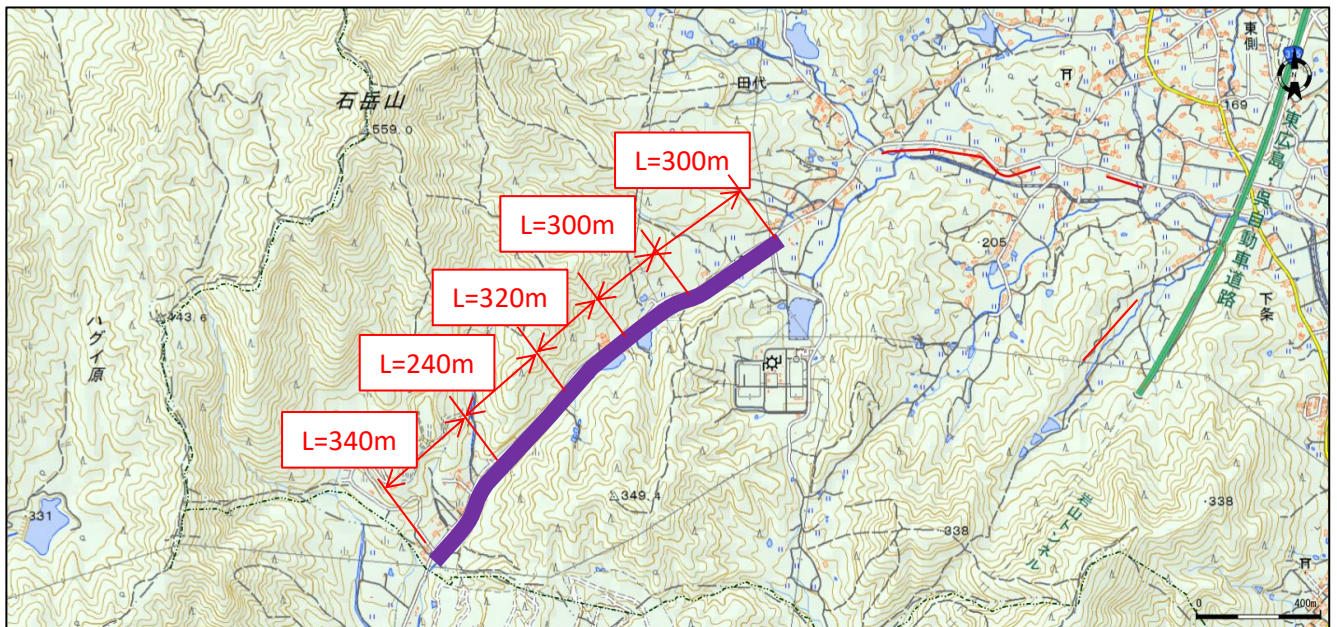
【 位置図 】

田代本線



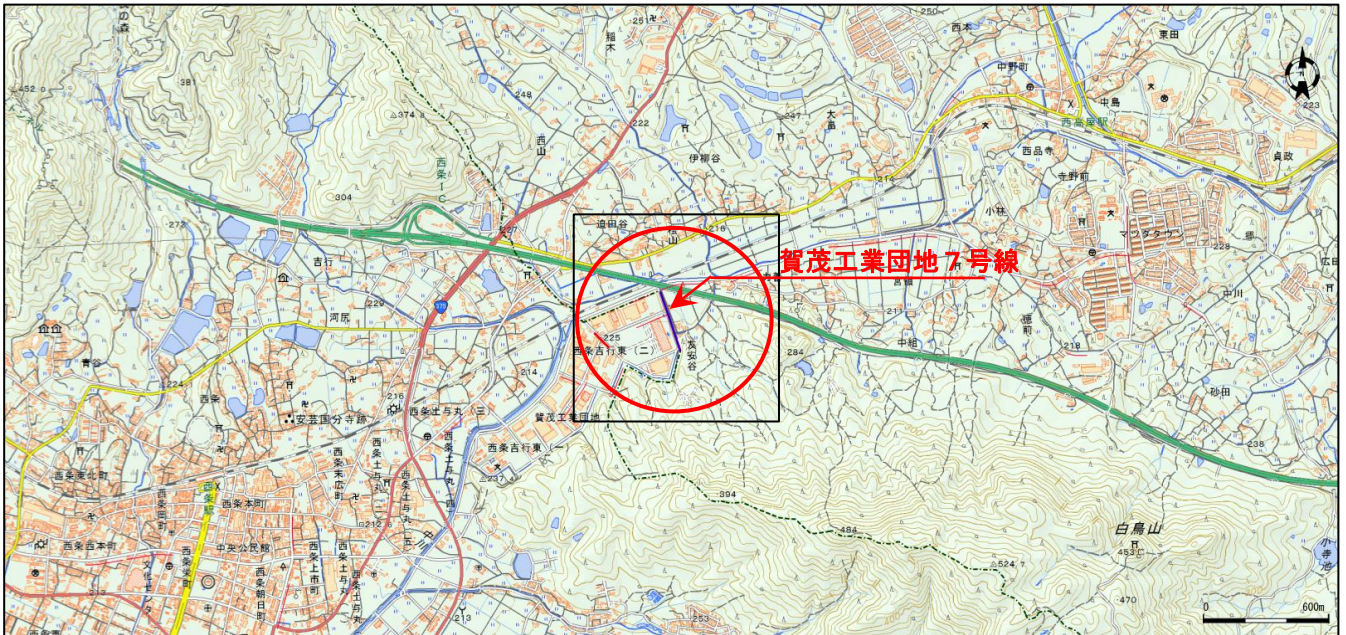
【 詳細図 】

黒瀬町津江



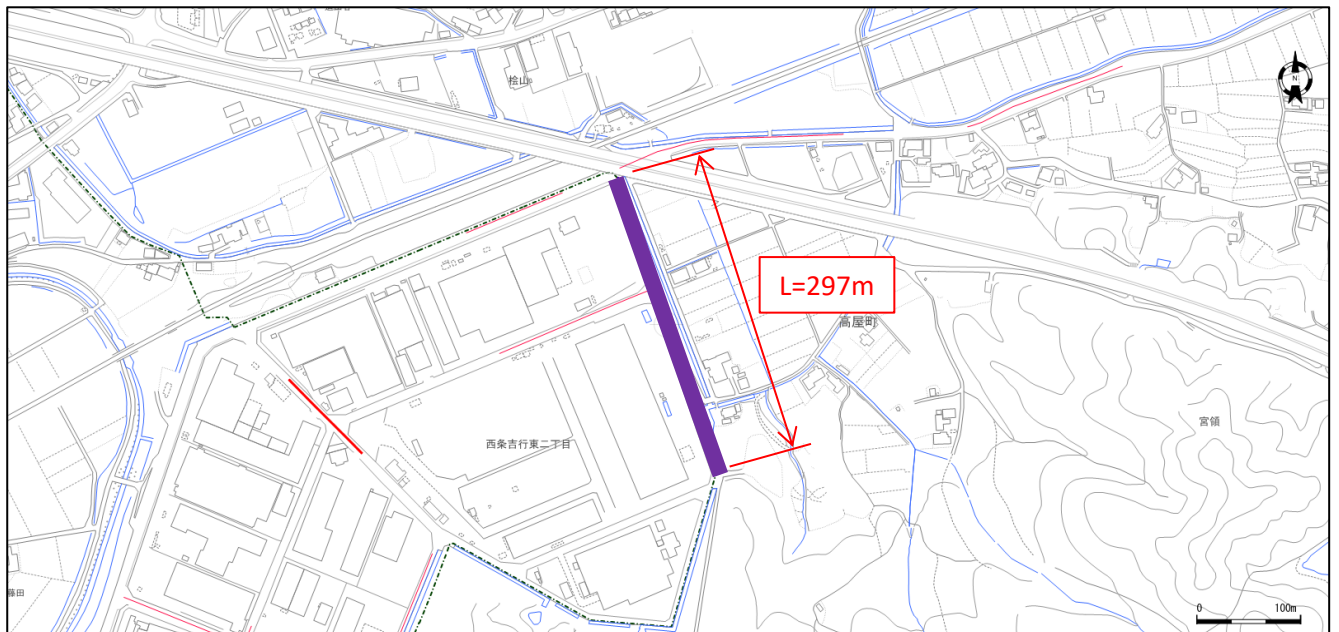
【 位置図 】

賀茂工業団地7号線



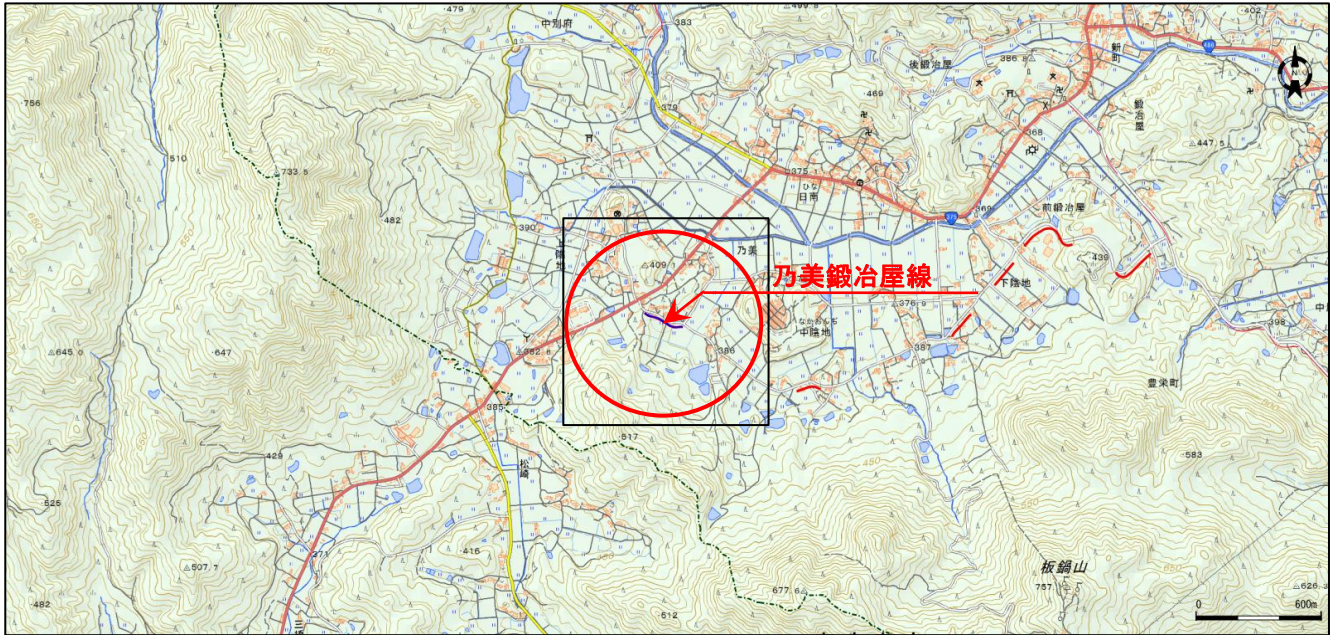
【 詳細図 】

高屋町松山



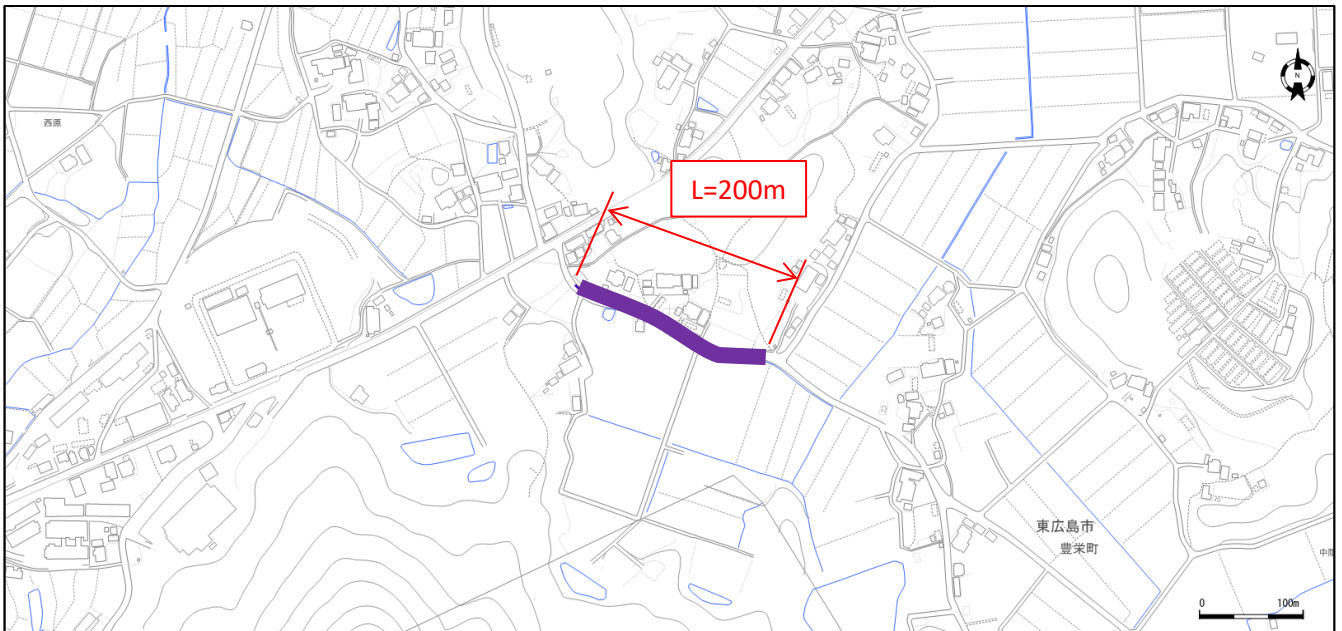
【 位置図 】

乃美鍛冶屋線



【 詳細図 】

豊栄町乃美



特 記 仕 様 書

本業務の実施に当たっては、広島県制定「設計業務等共通仕様書（令和7年8月）」、「測量業務共通仕様書（令和7年8月）」に基づいて実施しなければならない。

この場合においては、次のとおりとする。

1. 「広島県」とあるのは「東広島市」と読み替えるものとする。（ただし、「設計業務等共通仕様書」第1編第1章第1119条、第1150条、第1編第2章第1209条第12項、「測量業務共通仕様書」第1章第105条、第120条、第156条、「地質・土質調査業務共通仕様書」第1章第120条及び第153条においては読み替えないものとする。）
2. 「契約規則第2条第1項」とあるのは「東広島市契約規則第2条第1項」と読み替えるものとする。
3. 「契約約款6条」とあるのは「東広島市業務委託契約約款（以下「市契約約款」という。）第5条」、「契約約款7条」とあるのは「市契約約款第6条」、「契約約款8条」とあるのは「市契約約款第7条」、「契約約款9条」とあるのは「市契約約款第8条」、「契約約款10条」とあるのは「市契約約款第9条」、「契約約款11条」とあるのは「市契約約款第10条」、「契約約款12条」とあるのは「市契約約款第11条」、「契約約款13条」とあるのは「市契約約款第12条」、「契約約款15条」とあるのは「市契約約款第14条」、「契約約款18条」とあるのは「市契約約款第17条」、「契約約款19条」とあるのは「市契約約款第18条」、「契約約款20条」とあるのは「市契約約款第19条」、「契約約款21条」とあるのは「市契約約款第20条」、「契約約款22条」とあるのは「市契約約款第21条」、「契約約款23条」とあるのは「市契約約款第22条」、「契約約款27条」とあるのは「市契約約款第26条」、「契約約款28条」とあるのは「市契約約款第27条」、「契約約款29条」とあるのは「市契約約款第28条」、「契約約款30条」とあるのは「市契約約款第29条」、「契約約款31条」とあるのは「市契約約款第30条」、「契約約款33条」とあるのは「市契約約款第32条」、「契約約款40条」とあるのは「市契約約款第39条」と読み替えるものとする。

4. その他

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
—	—	—	—	前払金		契約金額が50万円以上の委託業務の場合は前払金を請求することができる。 前払金は契約金額の30%以内とする。 その他、前金払の適用は、次の要領による。 業務委託代金前金払実施要領
設計業務等共通仕様書						
1	1	1	1101	適用	1	「広島県土木建築局」とあるのは「東広島市」と読み替えるものとする。
1	1	1	1117	成果物の提出	4	適用しない。
1	1	1	1136	低入札価格調査制度		適用しない。
1	1	2	1146	業務成績評定		適用しない。
1	1	2	1148	総合評価落札方式		適用しない。

測量業務共通仕様書						
	1	1	101	適用	1	「広島県土木建築局」とあるのは「東広島市」と読み替えるものとする。
	1	1	118	成果物の提出	4	適用しない。
	1	1	137	低入札価格調査制度		適用しない。
	1	2	150	成果物の提出	2	適用しない。
	1	2	152	業務成績評定		適用しない。
	1	2	154	総合評価落札方式		適用しない。

5. 情報共有システム

- (1) 本業務は情報共有システムの対象業務（受注者希望型）である。
- (2) 工事中情報共有システムを利用するにあたり、発注者に連絡の上、利用申込すること。
- (3) 本業務で使用する情報共有システムは次のとおり。
広島県工事中情報共有システム（一般社団法人 広島県土木協会）
<http://www.hdobokuk.or.jp/koujijyouhoushisutemu2.html>
- (4) 情報共有システム利用に必要な費用は設計金額に含まれている。
- (5) 運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づくこと。
この場合においては、次のとおりとする。
 - 1) ガイドラインにある工事に関する規定等は業務委託に関する規定等に読み替える。
 - 2) 「CAD製図基準(国土交通省)」および「CAD製図基準に関する運用ガイドライン(国土交通省)」は適用しない。
 - 3) 検査は、情報共有システムにより処理した業務関係書類は、紙に出力することを要せず、電磁的記録により検査を行うものとする。この場合において、当該検査時に必要となる機器は、受注者が準備することとし、検査に必要な電磁的記録は、受注者が当該機器に事前に登録するものとする。ただし、発注者が必要と認めるときは、この限りでない。

6. 成果物の提出

受注者は、情報共有システム等により処理した各種書類等について、電子成果品として電子媒体（CD-R等）で納品すること。

7. 再委託

FWD調査に係る業務については、専門的知見又は実施体制上の必要性があると認められる場合に限り、あらかじめ書面により発注者の承認を得たうえで、その一部を再委託することができる。この場合においても、業務全体の統括、品質管理及び成果物に関する最終的な責任は受注者が負うものとする。

(別記様式1)

特記事項（管理技術者及び照査技術者の選任）

この業務については、次のとおり管理技術者及び照査技術者を定めることが必要である。

業 務 名	令和8年度 道路維持修繕事業 FWD 調査業務	
委託業務場所	東広島市内一円	
○印がある部分の技術者が必要である。 なお当該技術者は、別に定めのない限り、配置時点で直接的かつ恒常的な雇用関係（所属する会社との間に第三者の介入する余地の無い雇用に関する一定の権利義務関係が開札日前（随意契約にあつては見積書提出日前）までに連続して3か月以上存在すること）にある者とする。		
業 務 の 種 類	管 理 技 術 者	照 査 技 術 者
設 計 業 務	(○) (技術士又はRCCM) 道 路	() (資格要件は別表参照)
	() (資格は問わない)	() (資格は問わない)
測 量 業 務	() (資格要件は別表参照)	() (資格要件は別表参照)
地質及び土質調査業務	() (資格要件は別表参照)	() (資格要件は別表参照)
用地調査等業務	() (資格要件は別表参照)	() (資格要件は別表参照)
建築設計等業務	() (資格要件は別表参照)	() (資格要件は別表参照)
管理（照査）技術者の履行期間途中での交代は、管理（照査）技術者の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合を除き原則認めない。その場合であっても、交代前後における管理（照査）技術者の技術力が同等以上に確保されなければならない。		

(注) 必要とする技術者の欄に、○を付して使用のこと。

(別表)

委託業務	管理技術者及び照査技術者の資格要件			
設計業務	(1) 技術士又はシビルコンサルタントマネージャー(RCCM)の資格保有者			
	設計業務の種類	技 術 士	R C C M	添付書類
	河川・砂防	技術士法（昭和58年法律第25号）第4条に定める技術部門のうち「建設部門」に該当する資格	左記「設計業務の種類」ごとのRCCMの資格	技術士登録等証明書又はRCCMの資格証の写し（コピー可）
	及び海岸・海洋			
	港湾及び空港			
	電力土木			
	道 路			
	鉄 道			
	造 園			
	都市計画及び			
	地方計画			
	土質及び基礎			
	鋼構造及び			
	コンクリート			
	トンネル			
	施工計画・施工			
	設備及び積算			
	建設環境			
上水道及び	上記法に定める技術部門			
工業用水道	「上下水道部門」に該当する資格			
下 水 道				
農 業 土 木	上記法に定める技術部門			
森 林 土 木	「農業部門」に該当する資格			
森 林 土 木	上記法に定める技術部門			
水 産 土 木	「森林部門」に該当する資格			
水 産 土 木	上記法に定める技術部門			
水 産 土 木	「水産部門」に該当する資格			
水 産 土 木	上記法に定める技術部門			
水 産 土 木	「衛生工学部門」に該当する資格			
水 産 土 木	上記法に定める技術部門			
水 産 土 木	「応用理学部門」に該当する資格			
水 産 土 木	上記法に定める技術部門			
水 産 土 木	「機械部門」に該当する資格			
水 産 土 木	上記法に定める技術部門			
水 産 土 木	「機械部門」に該当する資格			
水 産 土 木	上記法に定める技術部門			
水 産 土 木	「機械部門」に該当する資格			
水 産 土 木	上記法に定める技術部門			
水 産 土 木	「機械部門」に該当する資格			
水 産 土 木	上記法に定める技術部門			
水 産 土 木	「機械部門」に該当する資格			

	電気電子	上記法に定める技術部門「電気電子部門」に該当する資格		
測量業務	<p>(2) (1) と同等の能力と経験を有する技術者 (同上。この場合は、業務の種類を問わず以下の要件を満たせばよい。)</p> <p>・・・・・・・・・・実務経歴書を添付</p> <p>① 学校教育法 (昭和22年法律第26号) による大学 (旧大学令による大学を含む。) 又は高等専門学校 (旧専門学校令による専門学校を含む。)</p> <p>の土木工学又は同等の工学に関する科目 (橋梁工学、土質工学、河川工学、海岸工学、構造力学、材料工学、水理学、道路・鉄道工学、コンクリート工学、都市計画及び地方計画、その他農業土木、森林土木に関する学科を含む。以下同じ。) を習得し、建設コンサルタント等業務 (建設事業の計画・調査・立案・助言及び建設工事の設計・管理業務に従事又はこれを監理することをいう。以下同じ。) に20年以上の実務経験を有する者</p> <p>② 学校教育法による高等学校の土木工学又は同等の工学に関する科目を習得し、建設コンサルタント等業務に22年以上の実務経験を有する者</p> <p>③ その他の者にあつては、建設コンサルタント等業務に25年以上の実務経験を有する者</p>			
地質及び土質調査業務	<p>『測量業務共通仕様書 (広島県)』第108条に規定する「管理技術者」又は「土地家屋調査士」であり、高度な技術と十分な実務経験を有する者が管理技術者の資格要件となる。</p> <p>・・・・・・・・・・資格証の写しを添付</p>			
用地調査等業務	<p>『用地調査等共通仕様書 (広島県)』第2条 (5) に規定する「主任担当者」 (資格要件は次のいずれかに該当する者)</p> <p>(1) 主たる補償業務 (補償コンサルタント登録規程第2条に規定する登録部門、(土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償・特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償) のいずれかに係る補償業務。以下同じ。) に関し7年以上の実務経験を有する者</p> <p>・・・・・・・・・・実務経歴書を添付</p> <p>(2) 主たる補償業務に関する補償業務管理士 (社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第14条の規定による補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。)</p> <p>・・・・・・・・・・登録証の写しを添付</p> <p>(3) 補償コンサルタント登録規程第3条第1号に規定する補償業務の管理をつかさどる専任の者 (補償業務管理者)</p> <p>・・・・・・・・・・登録に当たり交付される補償コンサルタント登録済を証</p>			

	<p>する書面の写し（登録部門に係る補償業務管理者の氏名が記載されたもの）を添付</p> <p>（４）補償業務全般に関する指導監督的実務の経験３年以上を含む２０年以上の実務の経験を有する者</p> <p>……………実務経歴書を添付</p>
<p>建築設計 等 業 務</p>	<p>『建築設計業務委託共通仕様書（公共建築協会）に規定する「管理技術者」とする。したがって、管理技術者は、特記仕様に記載した「一級又は二級建築士」で高度な技術と十分な経験を有するものが、管理技術者の資格要件となる。</p> <p>……………資格証の写しを添付</p>

1. 業務の目的

本業務は、FWD により舗装表面のたわみ量を測定し、現状の舗装構造評価を行い、補修箇所の抽出、補修工法の立案を目的とする。

2. 業務内容

2.1 計画準備

(1)業務計画書の作成

調査方法、使用する測定機器、工程表、安全管理などの事項を記載した業務計画書の作成を行うこと。

(2)現地踏査

調査に先立ち現地踏査を行い、路面状況及び沿道環境を確認すること。

(3)資料収集

調査に関連する資料を収集すること。

2.2 調査

(1)FWD 測定機器

たわみ量を測定する FWD (Falling Weight Deflectometer) は、重錘を落下させて路面に衝撃荷重を作用させた時に発生する応答たわみ量を測定する装置とし、載荷点中心から所定間隔で配置されたたわみセンサから舗装のたわみ曲線を推定し、そこから既設舗装構造の状態を評価できるものを標準とする。

FWD 測定装置の模式図を図に示す。

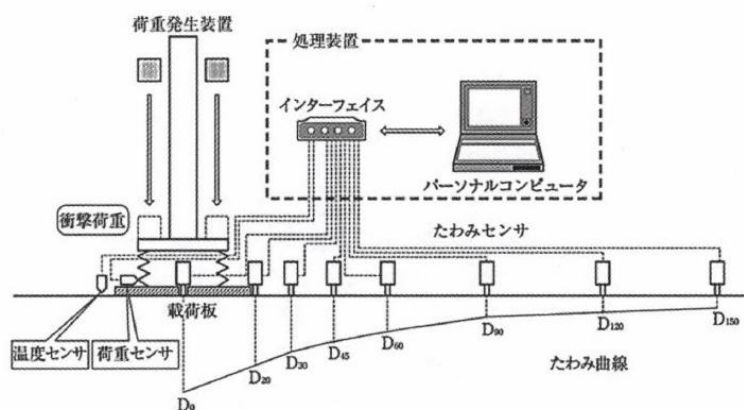


図 1 FWD 測定装置の模式図(例)

なお、これによりがたい場合は、調査職員と協議すること。

(2) FWD 測定方法

たわみ量を測定する際の荷重は 49kN を標準とし、一測点で 4 回測定し、2 回目～4 回目の荷重と載荷点直下たわみ量を記録する。また、たわみ量の測定と同時に舗装温度も測定して記録する。

なお、測定間隔は 1 路線当たり 20m 毎を標準とするが、これによりがたい場合は、間隔及び測点数について調査職員と協議すること。

(3) 既設舗装構成の確認

事前に地下埋設物の資料を収集し、調査により埋設物を損傷しないように十分に確認したうえで調査位置を決定すること。なお、調査間隔は 300m 当たり 1 か所を標準とするが、これによりがたい場合は、間隔及び箇所数について調査職員と協議すること。また、調査箇所の復旧方法については、事前に調査職員と協議すること。

2.3 結果の整理

(1) 測定値の補正

各測点の載荷荷重及びたわみ量は、測定した 2 回目～4 回目の値の平均値とする。また、49kN を基準とする荷重補正及び 20℃ を基準とする温度補正を行う。

(2) 解析及び評価

たわみ量及び既設舗装構成、既往資料から舗装全体の支持力、路床の推定 CBR、残存 TA、不足 TA、アスファルト混合物層の弾性係数などを求め、現状の舗装構造の評価と補修規模の選定を行う。

2.4 補修工法の検討

解析及び評価の結果から最も合理的かつ効果的な補修工法及び補修範囲の選定を行う。補修工法については、現況舗装高を変更しない工法を提案すること。ただし、詳細については事前に調査職員と協議すること。

2.5 打合せ

本業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ(測量 1 回+設計 1 回)、成果物納入時とする。

3. その他

- ・調査を実施するにあたっては、調査職員及び関係機関と十分に協議し実施すること。
- ・調査時に道路を規制する際は、交通誘導警備員を配置し、十分な交通安全対策を講じること。また、本調査に起因する事故が発生した場合は、速やかに担当職員に報告するとともに受注者の責任において措置すること。

測量業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
測量業務費					
測量業務標準歩掛	1	式			
舗装たわみ量測定	1	式			
打合せ等	1	式			
打合せ協議	1	式			
打合せ	1	業務			
計画及び準備工	1	式			
計画及び準備工	1	式			
計画及び準備工	1	式			

測量業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額
舗装たわみ量測定 (FWD測定)	1	式		
舗装たわみ量測定 (FWD測定)	1	式		
舗装たわみ量測定 (FWD測定)	393	箇所		
既設舗装構成確認	1	式		
現況舗装構成確認	1	式		
現況舗装構成確認	1	式		
現況舗装構成確認	34	箇所		
道路交通量調査	1	式		
作業計画・準備	1	式		

測量業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
作業計画・準備	1	式			
作業計画・準備 道路交通量調査	1	式			
手観測費	1	式			
手観測費	1	式			
手観測費 道路交通量調査	15	箇所			
資料整理	1	式			
資料整理	1	式			
資料整理 道路交通量調査	15	箇所			
人件費等・材料費・機械経費・技術管理費					

測量業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
直接経費					
旅費交通費	1	式			
旅費交通費	1	式			
旅費交通費	1	式			
旅費交通費 (測量)	1	式			
電子成果品作成費	1	式			
電子成果品作成費	1	式			
電子成果品作成費	1	式			
電子成果品作成費 (測量)	1	式			

測量業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
安全費					
	1	式			
安全費					
	1	式			
安全費 舗装たわみ量測定・道路交通量調査					
	1	式			
交通誘導警備員B					
	6	人			
交通誘導警備員B					
	7	人			
直接測量費					
諸経費					
業務価格					
消費税等相当額					

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
設計業務費					
設計業務等標準歩掛	1	式			
既設舗装評価・補修断面検討	1	式			
打合せ等	1	式			
打合せ等	1	式			
打合せ	1	業務			
解析・報告書作成	1	式			
解析・報告書作成	1	式			
解析・報告書作成	1	式			

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
※※直接人件費※※					
直接経費					
旅費交通費					
	1	式			
旅費交通費					
	1	式			
旅費交通費					
	1	式			
旅費交通費（設計）					
	1	式			
電子成果品作成費					
	1	式			
電子成果品作成費					
	1	式			
電子成果品作成費					
	1	式			

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
電子成果品作成費(設計) その他の設計業務	1	式			
直接原価					
その他原価					
間接原価					
業務原価					
一般管理費等					
業務価格					
消費税等相当額					
業務委託料					

参 考 図 書

業務名称 : 令和8年度 道路維持修繕事業
FWD 調査業務

<注意事項>

- 1 本業務は、数量公開の対象業務です。
- 2 この数量書は適正な積算のための参考指標として数量を示すものです。
数量は参考数量であり、設計図書ではありません。内容の如何にかかわらず、契約上の拘束をするものではありません。

総括情報表

変更回数 適用単価地区 単価適用日	0 44 東広島市 00-08.05.01(0)	凡例 Co … コンクリート As … アスファルト DT … ダンプトラック BH … バックホウ CC … クローラクレーン TC … トラッククレーン RTC… ラフテレーンクレーン
諸経費体系	2 委託	
発注区分	当世代 41 建設コンサル	前世代
建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額，労務管理費，安全訓練等に要する費用等）が必要であり，本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。		

測量業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
測量業務費					X1000
測量業務標準歩掛					Y2A01 レベル1
舗装たわみ量測定	1	式			Y2A0101 レベル2
打合せ等	1	式			Y2A010101 レベル3
打合せ協議	1	式			Y2A01010101 レベル4
打合せ	1	業務			SC010100010 00 単第0 -0001 表
計画及び準備工	1	式			Y2A010101 レベル3
計画及び準備工	1	式			Y2A01010101 レベル4
計画及び準備工	1	式			V000000100 00 単第0 -0002 表

測量業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
舗装たわみ量測定(FWD測定)	1	式			Y2A010101 レベル3
舗装たわみ量測定(FWD測定)	1	式			Y2A01010101 レベル4
舗装たわみ量測定(FWD測定)	393	箇所			V000000200 00 単第0 -0003 表
既設舗装構成確認	1	式			Y2A0101 レベル2
現況舗装構成確認	1	式			Y2A010101 レベル3
現況舗装構成確認	1	式			Y2A01010101 レベル4
現況舗装構成確認	34	箇所			V000000300 00 単第0 -0004 表
道路交通量調査	1	式			Y2A0101 レベル2
作業計画・準備	1	式			Y2A010101 レベル3

測量業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
作業計画・準備	1	式			Y2A01010101 レベル4
作業計画・準備 道路交通量調査	1	式			V000000400 00 単第0 -0005 表
手観測費	1	式			Y2A010101 レベル3
手観測費	1	式			Y2A01010101 レベル4
手観測費 道路交通量調査	15	箇所			V000000500 00 単第0 -0006 表
資料整理	1	式			Y2A010101 レベル3
資料整理	1	式			Y2A01010101 レベル4
資料整理 道路交通量調査	15	箇所			V000000600 00 単第0 -0007 表
人件費等・材料費・機械経費・技術管理費					

測量業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
直接経費					Z0001
旅費交通費					YZZ0101 レベル2
	1	式			
旅費交通費					YZZ010101 レベル3
	1	式			
旅費交通費					YZZ01010101 レベル4
	1	式			
旅費交通費(測量)					S2Z0101X1 00
	1	式			単第0 -0008 表
電子成果品作成費					YZZ0103 レベル2
	1	式			
電子成果品作成費					YZZ010301 レベル3
	1	式			
電子成果品作成費					YZZ01030101 レベル4
	1	式			
電子成果品作成費(測量)					S2Z0103X1 00
	1	式			単第0 -0009 表

測量業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
安全費					YZZ0105 レベル2
	1	式			
安全費					YZZ010501 レベル3
	1	式			
安全費 舗装たわみ量測定・道路交通量調査					YZZ01050101 レベル4
	1	式			
交通誘導警備員B					R0369 00
	6	人			
交通誘導警備員B					R0369 00
	7	人			
** 直接測量費 **					
諸経費					
計算情報.....					
対象額.....					
率.....					
** 業務価格 **					
消費税等相当額					
計算情報.....					
対象額.....					
率.....					

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
設計業務費					X3000
設計業務等標準歩掛					Y2C02 レベル1
既設舗装評価・補修断面検討	1	式			Y2C0201 レベル2
打合せ等	1	式			Y2C020101 レベル3
打合せ等	1	式			Y2C02010101 レベル4
打合せ	1	業務			V000000800 00 単第0 -0010 表
解析・報告書作成	1	式			Y2C020101 レベル3
解析・報告書作成	1	式			Y2C02010101 レベル4
解析・報告書作成	1	式			V000000700 00 単第0 -0011 表

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
** 直接人件費 **					
直接経費					Z0001
旅費交通費					YZZ0101 レベル2
	1	式			
旅費交通費					YZZ010101 レベル3
	1	式			
旅費交通費					YZZ01010101 レベル4
	1	式			
旅費交通費（設計）					S2Z0101X3 00
	1	式			単第0 -0012 表
電子成果品作成費					YZZ0102 レベル2
	1	式			
電子成果品作成費					YZZ010201 レベル3
	1	式			
電子成果品作成費					YZZ01020101 レベル4
	1	式			

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
電子成果品作成費(設計) その他の設計業務					S2Z0102X3 00
	1	式			単第0 -0013 表
* * 直接原価 * *					
その他原価 計算情報..... 対象額..... 率.....					
* * 間接原価 * *					
* * 業務原価 * *					
一般管理費等 計算情報..... 対象額..... 率.....					
* * 業務価格 * *					
消費税等相当額 計算情報..... 対象額..... 率.....					
* * 業務委託料 * *					

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
業務価格計					
消費税相当額計 計算情報..... 対象額..... 率.....					
業務費計					

数量計算書

路線数	路線名	場所	区間延長 (m)	舗装たわみ量測定 (箇所)	現況舗装構成確認 (箇所)	交通量調査 (箇所)	備考
1	寺家原線	八本松町	840	42	3	1	
			490	25	2		
			850	43	3		
2	田口西線	西条町	900	45	3	1	
3	前谷磯松線	八本松町	500	25	2	1	
4	戸野高田線	福富町	240	12	1	1	
5	志和東南30号線	志和町	380	19	2	1	
6	上竹仁久芳線	福富町	180	9	1	1	
7	中核工業団地2号線	高屋町	140	7	1	1	
8	中核工業団地4号線	高屋町	100	5	1	1	
9	国近岡郷線	黒瀬町	140	7	1	1	
10	杉木団地線	河内町	300	15	1	1	
			280	14	1		
11	田口西13号線	西条町	316	16	2	1	
12	上三永助実線	西条町	180	9	1	1	
13	田代本線	黒瀬町	300	15	1	1	
			240	12	1		
			320	16	2		
			300	15	1		
			340	17	2		
14	賀茂工業団地7号線	高屋町	297	15	1	1	
15	乃美鍛冶屋線	豊栄町	200	10	1	1	
合計			7833	393	34	15	

○舗装たわみ量測定(FWD測定)・・・1箇所/20m

○現況舗装構成確認(試験)(昼間)・・・1箇所/300m

○交通量調査・・・・・・1箇所/1路線